

企画競争説明書

業務名称：フィリピン国公共交通指向型開発（TOD）能力開発プロジェクト

調達管理番号：21a00994

【内容構成】

- 第1章 企画競争の手続き
- 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3章 特記仕様書案
- 第4章 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ（PDF）」とさせていただきます。
詳細については「第1章 8 プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2021年12月15日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3章「特記仕様書案」、第4章「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1章 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2021年12月15日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

(1) 業務名称：フィリピン国公共交通指向型開発（TOD）能力開発プロジェクト

(2) 業務内容：「第3章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

() 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）

(○) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結することとし、当該契約については消費税課税取引と整理します。ただし、最終見積書においては、消費税を加算せずに積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2022年3月 ～ 2025年3月

本プロジェクトの討議議事録（R/D）の署名は2021年12月中を予定しており、本契約は署名後に行われるものとします。

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回(契約締結後) : 契約金額の12%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後13ヶ月以降) : 契約金額の12%を限度とする。
- 3) 第3回(契約締結後25ヶ月以降) : 契約金額の12%を限度とする。

4 窓口

【選定手続き窓口】

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先 : outm1@jica.go.jp

担当者 : 【村上 幸枝 Murakami.Yukie@jica.go.jp】

注) 持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

社会基盤部 都市・地域開発グループ 第一チーム

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人(業務従事者を提供することを含む。以下同じ。)となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

- 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。
- 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者
具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。
- 3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

（2）積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま
す。

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

（3）利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR(Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

本件では、特定の排除者はありません。

（4）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

（5）競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、当機構ウェブサイトの手順に則り依頼ください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>)

- ・第4章 業務実施上の条件に記載の配付資料
- ・「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程（2021年4月1日版）」及び「情報セキュリティ管理細則（2021年3月31日版）」

「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程（2021年4月1日版）」及び「情報セキュリティ管理細則（2021年3月31日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを指示します。

7 説明書に対する質問

- (1) 質問提出期限：2021年12月23日 12時
- (2) 提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」（電子メール宛先及び担当者）
注1) 原則、電子メールによる送付としてください。
注2) 電子メール件名に「【質問】調達管理番号_案件名」を記載ください。
注3) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。
- (3) 回答方法：2022年 1月 5日までに当機構ウェブサイト上にて行います。
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

8 プロポーザル等の提出

- (1) 提出期限：2022年 1月21日 12時
- (2) 提出方法：
プロポーザル・見積書及びプレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーションを実施する場合のみ）を、電子データ（PDF）での提出とします。
上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。
(件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」)
なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2021年10月13日版）」を参照願います。以下にご留意ください。
 - 1) プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
 - 2) 本見積書と別見積書はGIGAPOD 内のフォルダに格納せず、PDFにパスワードを設定し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。
なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

※依頼が1営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

(3) 提出先：

1) プロポーザル及びプレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーションを実施する場合のみ）

「当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書：

宛先：e-koji@jica.go.jp

件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書

〔例：20a00123_〇〇株式会社_見積書〕

本文：特段の指定なし

添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」

※見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

(4) 提出書類：

1) プロポーザル・見積書

2) プレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーションを実施する場合のみ）

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき

3) 虚偽の内容が記載されているとき

4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2020年4月）を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

2) 以下の費目については、別見積りとしてください。

a) 旅費（航空賃）

b) 旅費（その他：戦争特約保険料）

c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの

d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

e) その他（以下に記載の経費）

本邦研修に係る経費

- 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。
 - a) 対象駅（BGC 駅・Senate-DepEd 駅）周辺地区の概況調査：5,000 千円
 - b) 対象駅（BGC 駅・Senate-DepEd 駅）周辺の交通調査：5,000 千円
 - c) 対象駅（BGC 駅・Senate-DepEd 駅）周辺の不動産価格調査：3,000 千円
 - d) TOD コンセプトプラン・事業計画作成支援：10,000 千円
- 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
 - a) PHP 1 = 2.2569800 円
 - b) US\$ 1 = 113.603 円
 - c) EUR 1 = 128.135 円
- 5) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等は見積書に計上しないでください。
契約交渉の段階で確認致します。
- 6) その他留意事項
特になし

9 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任者／都市開発
- b) 都市計画・土地利用計画
- c) PPP 事業計画

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

- a) 9人月
- b) 7人月
- c) 8人月

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

を参照ください。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}) / \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$$

最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

10 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を 2022年 2月 14日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、評価結果の順位が第1位にならなかった競争参加者については、評価結果通知のメール送付日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（[e-propo@jica.go.jp](mailto:propo@jica.go.jp)）宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、プロポーザルの評価内容について面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

なお、受注者につきましては、監督職員との打合せ時に、必要に応じてプロポーザルの評価内容についての説明をご依頼ください。

1.1 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下のとおり追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法

人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

1.2 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーダル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1.3 その他留意事項

(1) 配付・貸与資料

当機構が配付・貸与した資料は、本件業務のプロポーダルを作成するためのみに使用することとし、複製又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーダルの報酬

プロポーダル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2章 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：都市開発・都市計画に関する技術協力・能力開発・計画策定に関する各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。また、コロナ禍の影響により、全く現地渡航ができない場合の対処方針を記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- 業務主任者／都市開発
- 都市計画・土地利用計画
- PPP事業計画

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／都市開発）】

- a) 類似業務経験の分野：都市開発関連の開発計画調査型技術協力、技術協力プロジェクト、その他計画策定にかかる業務
- b) 対象国・地域又は類似地域：フィリピン国及び全世界
- c) 語学能力：英語
- d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者：都市計画・土地利用計画】

- a) 類似業務経験の分野：都市計画・土地利用計画関連の開発計画調査型技術協力、技術協力プロジェクト、その他計画策定にかかる業務
- b) 対象国・地域又は類似地域：評価せず
- c) 語学能力：語学評価せず

【業務従事者：PPP事業計画】

- a) 類似業務経験の分野：PPPスキームを用いた事業計画立案にかかる業務
- b) 対象国・地域又は類似地域：フィリピン国及び全世界
- c) 語学能力：英語

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に

同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	-	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
	(26)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／都市開発</u>	(21)	(8)
ア) 類似業務の経験	8	3
イ) 対象国・地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	4	1
エ) 業務主任者等としての経験	4	2
オ) その他学位、資格等	2	1
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇〇〇</u>	(-)	(8)
ア) 類似業務の経験	-	3
イ) 対象国・地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	1
エ) 業務主任者等としての経験	-	2
オ) その他学位、資格等	-	1
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(5)	(10)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	5	5
イ) 業務管理体制	-	5
(2) 業務従事者の経験・能力： <u>都市計画・土地利用計画</u>	(12)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国・地域での業務経験	0	
ウ) 語学力	0	
エ) その他学位、資格等	4	
(3) 業務従事者の経験・能力： <u>PPP 事業計画</u>	(12)	
ア) 類似業務の経験	6	
イ) 対象国・地域での業務経験	1	
ウ) 語学力	2	
エ) その他学位、資格等	3	

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

1. 実施時期： 2022年1月27日（木） 14：00～16：00
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）
2. 実施方法：新型コロナウイルス感染拡大防止のため、Microsoft-Teams による実施を基本とします。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。その際に、接続に不具合が生じる可能性がある場合は、電話会議などに方法の調整をいたしますので申し出てください。
 - （1）一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
 - （2）使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
 - a) Microsoft-Teams を使用する会議
競争参加者が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのMicrosoft-Teams の音声機能によるプレゼンテーションです。（Microsoft-Teams による一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、（システムが不安定になる可能性があることから）認めません。）指定した時間に Teams の会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。
 - b) 電話会議
通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

注) 当機構在外事務所及び国内機関の JICA-Net の使用は認めません。

以上

第3章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「フィリピン国公共交通指向型開発（TOD）能力開発プロジェクト」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 プロジェクトの背景

東京23区と同程度の面積620km²のマニラ首都圏では、人口が1990年の792万人から2020年には約1.7倍の1,348万人に達し、人口増加・過密化が進行している。これらに伴う交通渋滞や大気汚染等への対応のため、我が国は、2014年にフィリピン共和国（以下「フィリピン」という）に対し「マニラ首都圏の持続的な発展に向けた運輸交通ロードマップ」の策定を支援し、同ロードマップに基づき、マニラ首都圏地下鉄及び南北通勤鉄道の2本の都市鉄道整備支援を進めてきた。

都市鉄道整備の効果を最大化するには、駅周辺を含む地区開発計画を踏まえ、公共交通網の結節機能の強化や、駅周辺に都市機能を集約したコンパクトな都市形成が必要とされている。しかしながら、フィリピンでは、中央政府及び地方自治体が策定した上位計画において公共交通を軸とした都市開発や地域拠点開発の重要性が謳われているものの、実現に向けた具体的な施策の記述は乏しい。また、土地の高度利用や建築・開発行為に対する法規制の強制力が弱いため、駅周辺の地区開発促進に対する適切な誘導・促進が図られていない、等の課題が存在している。

フィリピン政府は、公共交通指向型開発（Transit Oriented Development：以下「TOD」という）を通じて、鉄道利用の喚起と駅周辺の利便性向上を通じた都市環境改善を進めているが、その規範となるガイドラインやコンセプトプランが整備されていない。またTOD推進に必要な関係機関の役割分担や利害調整方法が明確でないことが課題となっている。かかる状況を踏まえ、フィリピン政府は、TODの推進に向けて同分野の知見を持つ我が国に技術協力を要請した。

本プロジェクトは、マニラ首都圏地下鉄及び南北通勤鉄道の主要駅周辺に土地を保有する基地転換開発公社（Bases Conversion and Development Authority：以下「BCDA」という）を実施機関とし、BCDAの地下鉄沿線保有用地を活用したTODのモデルケースと、TODガイドライン等を策定することにより、BCDA及び関係機関のTOD計画・実施能力の向上を図り、もって公共交通を軸とした都市開発や地域拠点開発の促進に寄与するものである。

第3条 プロジェクトの概要

(1) プロジェクト名

フィリピン国公共交通指向型開発（TOD）能力開発プロジェクト

- (2) 対象地域
マニラ首都圏地下鉄の特定駅周辺
- (3) 相手国関係者（カウンターパート（C/P）機関）
- 1) 実施機関：基地転換開発公社（BCDA）
 - 2) 関係機関：国家経済開発庁（NEDA：National Economic and Development Authority）、運輸省（DOTr：Department of Transportation）、マニラ首都圏開発庁（MMDA：Metropolitan Manila Development Authority）、公共事業道路省（DPWH：Department of Public Works and Highways）、人間居住都市開発省（DHSUD：Department of Human Settlements and Urban Development）、タギッグ市（Taguig City）、等
- (4) 受益者（ターゲットグループ）
- 1) 直接受益者：BCDA
 - 2) 最終受益者：TODに関わる関係行政機関、マニラ首都圏の住民
- (5) プロジェクト実施期間
2022年3月～2025年3月を予定（計36カ月）
- (6) 上位目標
公共交通を軸とした都市開発や地域拠点開発が促進される。
- (7) プロジェクト目標
BCDA及び関係機関によるTODの計画及び実施に係る能力が向上する。
- (8) 期待される成果
- 成果1：BCDAと関係機関におけるTODの理解増進と関係機関協調の枠組みが実践される。
- 成果2：対象とする地下鉄沿線及び駅周辺地区のTODコンセプトプランが策定され、実現に向けた手続きが確認される。
- 成果3：TODコンセプトプランを踏まえ、特定されたモデル用地のTOD事業計画が策定される。
- (9) 活動の概要
- 成果1にかかる活動**
- 活動1-1：他国事例の比較分析が実施され、本プロジェクトのTODの概念及び価値が理解される。
- 活動1-2：既存の都市開発に係る法制度をレビューし、TOD推進上の課題が確認される。
- 活動1-3：関係機関調整を通じて、TODコンセプトプランを実現する上で必要な調整事項が確認され、実践される。
- 活動1-4：成果1から3にかかる活動の教訓を踏まえたTODガイドラインが作成される。
- 活動1-5：本プロジェクトの成果・活動を周知すべく、セミナーやワークショップが開催される。
- 成果2にかかる活動**
- 活動2-1：対象とする地下鉄沿線及び駅周辺地区の現況確認及び課題の特定がなされる。
- 活動2-2：対象とする地下鉄沿線のTODコンセプトプランが策定される。
- 活動2-3：対象とする駅周辺地区のTODコンセプトプランが策定される。
- 活動2-4：土地利用計画及びその他関連計画の改定等、地下鉄沿線及び駅周辺地区のTODコンセプトプラン実現のために必要な手続きが特定される。

成果3にかかる活動

活動3-1：TODコンセプトプランを踏まえ、特定された事業範囲に対する事業性分析を含むTOD事業計画が策定される。

活動3-2：TOD事業計画実施上の主要要素が特定される。

第4条 業務の目的

「フィリピン国公共交通指向型開発（TOD）能力開発プロジェクト」に関し、当該プロジェクトに係る討議議事録（Record of Discussions、以下「R/D」という）に基づき業務（活動）を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標の達成に貢献する。

第5条 業務の範囲

本業務は、2021年12月に締結予定の討議議事録（R/D）に基づき、「第4条 業務の目的」を達成するために「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第7条 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、「第8条 報告書等」に示す報告書等を作成するものである。

第6条 実施方針及び留意事項

（1）プロジェクトの実施体制

本プロジェクトは、規範となるガイドライン等の未整備、関係機関の役割分担や利害調整方法の不明確さといったマニラ首都圏におけるTOD推進上の課題に対して、具体的な公有地の拠点開発とその周辺地区の都市整備構想を含むTODのモデルケースと、TODガイドライン等を策定することにより、関係者のTOD計画・実施能力の向上を図るものである。TODは公共交通整備とその沿線の都市開発を一体的に実現する考え方であり、多くの関係者が存在する。マニラ首都圏にTODを導入する場合も同様であり、マニラ首都圏地下鉄沿線に土地を保有するBCDA（実施機関）の他、第3条（3）に記載の通り、NEDA、DOTr、MMDA、DPWH、DHSUD、タギッグ市等、多くの関係機関が存在している。

本プロジェクトにおける各活動を進めるためには、BCDA及び関係機関間における様々な調整が欠かせないことから、BCDAのProject Director（Senior Vice President, Conversion and Development Group）を議長とするJoint Coordinating Committee（JCC）、主に技術的な調整やJCCに向けた準備の場としてのTechnical Working Group（TWG）を組成し、これらを通じてプロジェクトの活動を議論、共有する。JCC及びTWGの概要はR/D案を含む詳細計画策定調査時の協議議事録も参照のこと。また、本プロジェクト完了後にJCCやTWG参加機関を主要構成員とした恒久的な調整システムが機能することを念頭に置いている。従って、本プロジェクト実施期間中は、JICA、受注者等の本邦関係者も参加するが、本プロジェクト完了後を見据えて、受注者は、BCDA及び関係機関が主体的に調整を行うための支援を行うこと。

（2）BCDAのオーナーシップへの配慮

上記（1）の通り、本プロジェクトではJCC及びTWGを通じTOD推進上の各種調整を図ることとしている。但し、本プロジェクトの実施機関は

あくまでも BCDA であり、JCC 等を通じた調整結果に対する意思決定は BCDA が行うため、調整内容は BCDA の確認を取りながら検討を行うこと。

他方、TOD は BCDA 保有用地に限らず、広く普及されるべき概念であり、特定地域や調整項目次第では、BCDA が直接的な関係機関とならないケースも想定される。しかしながら、BCDA は本プロジェクトの実施機関として実施における最終的な責任を有していることから、BCDA 以外の機関間で調整を図る必要がある場合には、その必要性や調整項目等について BCDA の了承を得た上で進めるものとし、結果は個別に報告又は作成資料への反映をもって共有することとする。

(3) 本プロジェクトの工程と報告書の関係

本プロジェクトは、2022 年 3 月から 2025 年 3 月までの 36 ヶ月を実施期間としている。但し、BCDA は、第 8 条 (1) 4) に記載の、マニラ首都圏地下鉄の 2 駅 (Bonifacio Global City (BGC) 駅及び Senate-DepEd 駅) の駅前に位置する BCDA 保有用地にかかる TOD 事業計画を適宜参照し、独自に PPP 入札図書の作成や入札手続きを進める意向があることから、各 TOD 事業計画の必要時期に鑑みて、提出時期を以下の通り設定している点には特に留意する。なお、TOD 事業計画は成果 3 にかかる活動を通じて作成される。

(TOD 事業計画提出時期)

BGC 駅前用地	プロジェクト開始から 12 か月後 (2023 年 3 月)
Senate-DepEd 駅前用地	プロジェクト開始から 24 か月後 (2024 年 3 月)

また、成果 2 にかかる活動全体を通じて、マニラ首都圏地下鉄の 4 駅 (Kalayaan Avenue 駅、BGC 駅、Lawton 駅、Senate-DepEd 駅) 及び周辺地区を対象に、各駅周辺地区の特性を踏まえ効率的に都市機能を分担することを目指す地下鉄沿線 (R/D 案では Target Corridor と表現) 単位の TOD コンセプトプラン、また BGC 駅と Senate-DepEd 駅の 2 駅それぞれの周辺地区を対象により細やかな都市整備の在り方を検討した地区単位の TOD コンセプトプランを作成する。上記 TOD 事業計画は各 TOD コンセプトプランを踏まえて作成されることを想定しているため、以下の通り、期日設定をしている点にも留意が必要である。

(TOD コンセプトプラン：対象地下鉄沿線)

対象地下鉄沿線	プロジェクト開始から 18 か月後 (2023 年 9 月)
---------	--------------------------------

(TOD コンセプトプラン：対象駅周辺地区)

BGC 駅周辺地区	プロジェクト開始から 9 か月後 (2022 年 12 月)
Senate-DepEd 駅周辺地区	プロジェクト開始から 18 か月後 (2023 年 9 月)

なお、本プロジェクトの実施期間 36 ヶ月に対して、業務完了報告書の提出時期をプロジェクト開始から 33 か月後と設定している。これは、業務

完了報告書の中には、BCDA が独自に行う入札図書の作成や入札手続きに関連する内容が含まれ得ることから、開示対象の判断に一定の時間が必要と想定されるため、調整期間として余裕を持たせたものである。

その他、プロジェクト工程と報告書の関係、及び TOD コンセプトプランが対象とする範囲のイメージは、配付資料の詳細計画策定調査最終報告書の 6 章も参照のこと。

上記の留意点の通り、本プロジェクト開始直後から 24 ヶ月目までの活動は比較的タイトなスケジュールの中で実施されることが想定される為、プロポーザルでは、業務従事者毎の具体的な活動計画の詳細を提案すること。また、遅滞なく業務を実施するための前提として、BCDA 等に要求すべき内容があれば（既存資料の情報開示等）、本プロジェクト実施直後に確認すべき事項となり得るので、インセプション・レポートの中で期限を含めて言及すること（要求への回答が保証されるものではない）。

(4) BGC 駅前用地及び Senate-DepEd 駅前用地の現況

上記(3)の通り、本プロジェクトでは、BGC 駅前用地及び Senate-DepEd 駅前用地開発にかかる TOD 事業計画を作成する。なお、BGC 駅及び Senate-DepEd 駅については現在詳細設計が進められているが、駅位置変更の可能性があり得るため、最新の情報収集に努めること。BCDA 保有用地が対象であることは共通しているが、BGC 駅前用地は、民間企業とのコンセッション契約の下に整備された商業施設や駐車場等が現存しており、詳細計画策定調査時点では、再開発にかかる方針（取り壊し及び開業の時期、段階的な開発の可能性等）は未定であった。このため、本プロジェクト開始後に BCDA の意向を聴取し、またマニラ首都圏地下鉄整備の進捗状況も踏まえ、再開発の方針・スケジュールを策定する必要がある点に留意すること。他方、Senate-DepEd 駅前用地では既存の大型の構造物等はないとの理解であるが、同駅は南北通勤鉄道との乗り換え駅となる予定であり、また南北通勤鉄道側でも同駅周辺への TOD 導入が検討されていることから、BCDA と協調し、マニラ首都圏地下鉄及び南北通勤鉄道整備の実施機関である DOTr や各鉄道整備に従事するコンサルタント、タギッグ市等との間で、Senate-DepEd 駅周辺地区開発の方向性を擦り合わせながら、Senate-DepEd 駅前用地にかかる TOD 事業計画を作成する必要があることに留意する。

(5) 他ドナー等との連携

詳細計画策定調査で確認した限り、マニラ首都圏において TOD に焦点を置いた他ドナーの支援は確認されていない。他方、世界銀行及びアジア開発銀行では、一般的な TOD にかかるガイドラインを作成した実績があるため、本プロジェクトでの TOD ガイドラインの作成にあたっては、必要に応じて個別協議やワークショップへの参加依頼を通じて、項目や関係者協調、活用方法等についての意見交換を行うこと。また、上記(3)の対象地下鉄沿線外の地域ではあるが、他ドナー支援による都市交通整備が進められている（詳細計画策定調査報告書 6 章参照）。同整備による人流の

変化、交通結節施設の考え方等について適宜情報収集を行い、本プロジェクトを通じて作成する TOD ガイドライン等へ反映させること。

また、海外交通・都市開発事業支援機構（JOIN）は BCDA と共同で、① クラーク・グリーン・シティ計画（CGC）及び② マニラ南北通勤線北線の延伸計画（CRTS）の 2 案件について、本邦民間企業や地元企業の事業参画を促進、実現するために、具体的調査・詳細マスタープラン策定を行う調査会社を設立している。今後、都市開発手法の課題や在り方について JOIN との情報交換を図る可能性があることに留意すること。

（6）現地リソースの活用

本プロジェクトの実施に当たり、本項及び「第 7 条 業務の内容」を十分に踏まえ、現地人材の活用方法について検討する。現在想定している特殊傭人は 8 名（都市開発、都市計画、交通計画、不動産開発、法制度、PPP・ファイナンス、環境社会配慮、GIS）であるが、効果的なプロジェクト実施に必要なリソースについて、プロポーザルにて提案すること。

（7）気候変動課題への対応

本プロジェクトによる TOD 推進により、鉄道利用が喚起され、モーダルシフトの促進等、様々な環境面での効果が期待される。また、プロジェクト実施国が自然災害多発国フィリピンであることを踏まえると、TOD ガイドライン策定時には、そのビジョンや都市開発の基準等に、気候変動により今後も悪化が予測される洪水や台風による被害軽減要素（例：洪水に対応した施設設計、同導入時のインセンティブ付与等）が検討され、それらが今後策定される TOD コンセプトプランや TOD 事業計画にも反映されていくことが望ましい。JICA の「気候変動対策支援ツール（https://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/mitigation_j.html）」も適宜参照の上、気候変動緩和の視点に立った記述を TOD ガイドライン等の中で含むことができないか検討すること。

（8）プロジェクトのモニタリング

プロジェクトの実施にあたっては、定期的に報告・協議すべき共通のモニタリング項目を定めた Monitoring sheet を基に、日常的な事業モニタリングを行うこととする。具体的な項目としては、活動報告のほか、成果発現状況、解決すべき実施上の課題・懸案事項、プロジェクトの進捗及び成果に正または負の影響を及ぼす外部要素等、がある。受注者は、6 か月に 1 度を目途に、BCDA と Monitoring Sheet を作成し、JICA フィリピン事務所に提出する。

（9）報告書等の公開

本プロジェクトの成果を踏まえ、公共交通を軸とした都市開発や地域拠点開発が促進されるためには、第 8 条に記載の報告書等の各種資料を関係機関や一般市民に公開し、認知度向上を図ることも重要である。その基本的な精神は BCDA 側とも合意済であるが、他方で、TOD 事業計画をはじめ、資料の中には、BCDA が独自に行う入札図書を作成や入札手続きに関連する内容が含まれ得ることから、各資料の作成過程及び承認後の関係機関

等への公開については、その方法と併せ BCDA 及び JICA の了承を得た上で行うこと。また、BCDA とは本プロジェクトの業務完了報告書の公開についても合意済であるが、上記同様、BCDA による入札手続き等に関連し、機密性が高い部分については概要としての記載に留める等、一定の配慮を必要とするため、資料の作成にあたっては構成及び内容を BCDA 及び JICA と相談の上で進めること。

(10) プロジェクトの広報

JICA ウェブサイト上に本プロジェクトのプロジェクトページを早期に立ち上げ (<http://www.jica.go.jp/project/index.html>)、本邦研修やセミナー、JCC 等の取組みについて積極的に広報を行うこと。また、JICA ウェブサイト上の取組みに限らず、BCDA の HP にプロジェクト概要及び進捗等を掲載することを検討のこと。

(11) 遠隔による調査の可能性

COVID-19 の影響による渡航制限や水際対策措置により、日本国内から遠隔での業務開始を想定する必要がある。そのため、本プロジェクト序盤における遠隔での実施方針を整理し、本プロジェクト開始直後に提出する業務計画書に纏めること。

第7条 業務の内容

上記「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、本プロジェクトの背景及び目的を十分把握の上、以下の業務を行う。

共通事項

(1) インセプション・レポート（案）の作成・協議

既存の関連資料・情報・データを整理し、業務実施に関する基本方針・方法・作業工程・要員計画等の業務実施計画及び技術移転計画等を検討する。それらを踏まえ、インセプション・レポート（案）（通常の技術協力プロジェクトにおけるワーク・プランに相当）として取り纏め、Joint Coordinating Committee等の場を通じて先方実施機関に内容を説明・協議し、了解を得たものに対して、JICAの承認を得る。

(2) Joint Coordinating Committee (JCC) の開催

受注者は、本プロジェクトの関係機関間の調整やモニタリングを目的とした協議会である JCC においてプロジェクトの活動計画の確認、進捗状況の報告を行う。なお、JCC は半期毎に1回、全6回の開催を標準とするが、具体的な開催時期は、本プロジェクトを適切なタイミングでモニタリングできるよう、インセプション・レポート（案）の説明会議等において BCDA と協議し決定する。また、受注者は、JCC の協議議事録の作成を行う。

(3) 本邦研修の実施

本プロジェクトでは、日本における TOD の経験を共有するため、本邦研修を行う。2023 年度に1度、10名程度 (BCDA 及び関係機関)、約2週間を想定している。コンサルタントは、研修内容・日程・講師との調整、研修員の人選、謝金支払いなど、研修実施前から終了後までのフォローを行うが、「コン

サルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン(2017年6月)」を参照し、「研修実施」業務を行うこととする。プロポーザルでは、本邦研修の具体的な内容(研修内容、研修講師等)について提案すること。

成果1にかかる活動

- (4) 活動1-1: 他国事例の比較分析が実施され、本プロジェクトのTODの概念及び価値が理解される。

本プロジェクトを通じてTODガイドライン等の報告書を作成し、また、成果物に基づくTOD推進を図るためには、まずBCDA及び関係機関がTODの概念及び価値を理解する必要がある。現地活動及び本邦研修を通じて、日本及び諸外国におけるTOD関連制度・事業スキームや関係者間の調整方法等、TODが成功裡に進められた事例・経験についてBCDA及び関係機関に共有する。また、成果2及び3にかかる活動を通じた報告書の作成において、他都市のTOD先行事例を可能とした法制度や官民連携の方法、規制・誘導手法等に照らした検討が有意義であると想定されることから、本活動は、プロジェクト初期に行うのみならず、他活動の進捗を踏まえて度々実行するものとする。

- (5) 活動1-2: 既存の都市開発に係る法制度をレビューし、TOD推進上の課題が確認される。

マニラ首都圏において、TODにかかる既存の法制度・法規制について分析を行い、推進上の課題を確認する。なお、詳細計画策定調査では、関連法制度に対する一定のレビューを行っており、容積率や高さ制限といった土地利用や建築、開発行為に対する法規制の強制力が弱く、駅周辺の地区開発促進に対する適切な誘導・促進が図られていない、設定が不十分で有効性に乏しく開発規制ツールとして十分に機能していない等の課題が確認されている。本活動では、BCDA及び関係機関と協調し、詳細計画策定調査結果を踏まえた既存法制度・法規制の追加的な調査と分析、TOD推進上の課題に対する対処策の検討を行う。検討結果は適宜活動1-4を通じて作成されるTODガイドラインにも反映のこと。

- (6) 活動1-3: 関係機関調整を通じて、TODコンセプトプランを実現する上で必要な調整事項が確認され、実践される。

本活動では、まず第6条(1)に記載されているJCCやTWGを組成し、TOD推進に向けた調整の枠組みを確立することとなる(必要に応じてSub-TWGの組成も検討可)。また、TODコンセプトプランを踏まえて、TOD推進に関与する各機関とその役割、TODガイドラインの位置づけと上位計画との整合性、関係機関が策定する関連計画へ反映されるべきTOD主要事項の確認等を通じ、BCDA及び関係機関がTOD推進に向けた活動に着手出来るよう、支援を行う。

なお、活動2-4がTODコンセプトプランという個別の計画を基にして、関連する土地利用計画への反映等の実務的な手続きの確認と実行支援を意図したものである一方、本活動では、より広範にTOD推進に関係機関の協調を促すものであり、必要に応じて行政機関のみならず、地権者・地域コミュニティとの連携も図ることを想定している点に留意する。

(7) 活動1-4：成果1から3にかかる活動の教訓を踏まえたTODガイドラインが作成される。

本プロジェクトにおける成果1から3にかかる全活動の内容及びそこから得た教訓を踏まえ、TODガイドラインを作成する。TODガイドラインは、マニラ首都圏においてTODを導入・活用する上で、指針となるものである。想定されるガイドラインの構成要素のイメージは下表の通りであるが、プロジェクト開始後にBCDAと協議して素案を固め、プロジェクトの進捗に応じて関係機関とも調整の上で最終化すること。

項目	主な構成
TOD 計画策定	<ul style="list-style-type: none"> • TODの基本理念、ビジョン、戦略 • 路線・駅位置の決定プロセス・駅の類型化（CBD駅、郊外駅、交通結節駅） • TODの計画要素・主なTODプロジェクト • 関連計画（Comprehensive Land Use Plan等）との連携・調整 • 実施体制・資金源 • 事業効果（都市環境改善、気候変動対応等を含む）
TOD 実施計画	<ul style="list-style-type: none"> • 基盤整備の実施計画（駅前広場、フィーダー交通乗降施設、アクセス道路、歩行者施設等） • 規制・誘導方策（容積率ボーナス、セットバック、公共施設整備負担、税制優遇等） • 実施体制・資金源 • 事業手法（公共インフラ施設の用地取得、土地区画整理事業・再開発事業等） • その他（バリアフリー・ユニバーサルデザイン、ジェンダー、環境社会配慮、防災対策等）

また、TODを計画・推進する上では、中央政府及び地方自治体が策定した上位計画との整合性の確保も重要である。詳細計画策定調査では、上位計画の概要を整理しているため（詳細計画策定調査報告書第2章参照）、TODガイドラインの作成に当たっては、必要に応じて追加調査を行いつつ、計画間の整合性の確保には留意すること。

なお、上記に係り、詳細計画策定調査では、DHSUDが都市開発政策の中でTODプログラムを規定していること、また今後のTODにかかる政策策定に向けたステークホルダーマッピングを行っていることが確認されている。そのため、TODガイドラインの作成にあたっては、DHSUD独自の活動との重複や齟齬を避けるべく、DHSUDによる活動内容の詳細を把握し、効果的な連携方法を検討すること。

(8) 活動1-5：本プロジェクトの成果・活動を周知すべく、セミナーやワークショップが開催される。

マニラ首都圏における幅広いステークホルダーが日本及び諸外国のTODの事例について学び、また、本プロジェクトの成果・活動について理解を

深めるべく、マニラ首都圏においてセミナー（計2回）／ワークショップ（計3回）を開催する。第6条（3）及び第8条に記載の通り、プロジェクト開始12ヶ月後までにBGC駅周辺地区におけるTODコンセプトプランとBGC駅前用地におけるTOD事業計画が作成され、またプロジェクト開始24ヶ月後までにSenate-DepEd駅周辺地区におけるTODコンセプトプランとSenate-DepEd駅前用地におけるTOD事業計画が作成されることから、各駅に関連する報告書を一部公開（但し、公開可能な範囲・方法はBCDAへの確認を必要とする）することも念頭に置き、セミナーは、1回目をプロジェクト開始13ヶ月後、2回目を25ヶ月後に開催することを想定しているが、具体的な時期及び内容は本プロジェクト開始後にBCDA及びJICAに確認の上、調整を進めること。なお、セミナーではBCDAの合意を得た上で、将来的なフィリピン国内や本邦企業の参画に繋がる情報提供の機会としても活用すること。他方、ワークショップは上記（7）の活動を通じてTODガイドラインを策定・浸透させていく過程で、BCDA及び関係機関による日常的な活動を超え、土地所有者等の他ステークホルダーとの情報共有の場として活用することを想定したものである。計3回のワークショップの効果的な活用方法（内容）、時期について、プロポーザルの中で提案を行うこと。

成果2にかかると活動

- （9）活動2-1：対象とする地下鉄沿線及び駅周辺地区の現況確認及び課題の特定がなされる。

成果2にかかると活動全体を通じて、マニラ首都圏地下鉄の4駅（Kalayaan Avenue 駅、BGC 駅、Lawton 駅、Senate-DepEd 駅）及び周辺地区を対象地下鉄沿線として、またBGC 駅とSenate-DepEd 駅の2駅周辺を対象駅周辺地区として、それぞれBCDAの保有用地を含むTODコンセプトプランを作成する。このためにまず活動2-1では、対象地下鉄沿線及び対象駅周辺地区の道路網やパラトランジットも含めた公共交通ネットワーク、土地利用状況、実施又は計画中の都市開発案件等の確認を通じて地区の現状を確認するとともに、対象地下鉄沿線及び対象駅周辺地区においてTODを推進する上での課題を特定する。また、計画中の都市ユーティリティ（電気、ガス、上下水等）などがある場合、TODコンセプトプランの策定に影響を与え得ることから、TWG等を通じて情報収集に努め、整合性の確保等にも留意すること。

なお、本活動のうち、対象駅周辺地区の概況調査、交通調査及び不動産価格調査について、受注者の監督のもと、当該業務に関する経験・知見を豊富に有する現地コンサルタント等に再委託して実施することを認める。

- （10）活動2-2：対象とする地下鉄沿線のTODコンセプトプランが策定される。

活動2-1を通じた現況確認及び課題の特定を踏まえて、対象地下鉄沿線におけるTODコンセプトプランの作成を行う。対象地下鉄沿線の具体的な範囲は本プロジェクト開始後にBCDAと協議の上で確定するが、対象範囲にはBCDAの保有用地以外も含まれることになる。このため、TODコンセプトプランの内容は、地下鉄駅から周辺へのアクセス・フィーダーサー

ビスの改善、公共性と利便性の高い駅前開発、開発ポテンシャルと都市環境にも考慮した土地利用計画など、地区全体で鉄道利用を促進し、かつ、その整備のインパクトを効果的に受容し、都市環境の改善に資するようなものとなるように配慮すると共に、JCCやTWGの場を活用して、プロジェクト初期よりBCDA及び関係機関間の調整を促しながら、TODコンセプトプランの作成にあたるものとする。

なお、TODコンセプトプランの作成支援業務について、BCDA及び関係機関との間で検討されたコンセプトを図化する作業に関しては、受注者の監督のもと、当該分野に関する経験・知見を豊富に有する現地コンサルタント、建築事務所等に再委託して実施することを認める。

- (1 1) 活動2-3：対象とする駅周辺地区のTODコンセプトプランが策定される。

活動2-2同様に、活動2-1を通じた現況確認及び課題の特定を踏まえて、BGC駅とSenate-DepEd駅の2駅周辺を対象駅周辺地区とするTODコンセプトプランの作成を行う。対象駅周辺地区の具体的な範囲についても本プロジェクト開始後にBCDAと協議の上で確定するが、詳細計画策定調査時点では、凡そ対象駅から800mから1kmの駅勢圏を対象とすることを想定している。対象地下鉄沿線向けのTODコンセプトプラン同様、対象範囲にはBCDAの保有用地以外も含まれることになるため、地区全体で鉄道利用を促進し、かつ、その整備のインパクトを効果的に受容し、都市環境の改善に資するようなものとなるように配慮し、関連TOD事業の促進にも繋がるよう、関係機関間の調整を促しながら、TODコンセプトプランの作成にあたること。

なお、TODコンセプトプランの作成支援業務について、BCDA及び関係機関との間で検討されたコンセプトを図化する作業に関しては、受注者の監督のもと、当該分野に関する経験・知見を豊富に有する現地コンサルタント、建築事務所等に再委託して実施することを認める。

- (1 2) 活動2-4：土地利用計画及びその他関連計画の改定等、地下鉄沿線及び駅周辺地区のTODコンセプトプラン実現のために必要な手続きが特定される。

活動2-2及び2-3を通じて作成されたTODコンセプトプランは、必要に応じて関係機関が策定する各種都市計画や土地利用計画に反映されることにより、関連するTOD事業の推進が期待される。このため、本活動では、反映されるべき関連計画の確認、関係者による役割分担、及び必要手続きの特定を行う。一例として、タギッグ市等の地方自治体が通常策定するComprehensive Land Use Plan (CLUP) にTODコンセプトプランの内容を反映することが考えられるが、この様な場合においては、まずタギッグ市が行う改定手続きと、その過程でBCDAが担う役割が特定され、その後改定内容に対してDHSUD等から承認を受けることが想定される。本活動では、この様な一連のフローを含めて、関係者間での確認と合意形成を促すこと。

成果3にかかる活動

(13) 活動3-1: TODコンセプトプランを踏まえ、特定された事業範囲に対する事業性分析を含むTOD事業計画が策定される。

成果2にかかる活動にも記載の通り、BCDAはBGC駅とSenate-DepEd駅の2駅の周辺に土地を保有しており、PPPスキームを用いた交通結節施設と商業施設の複合開発事業を進める予定である。PPP入札図書の作成や入札手続き自体はBCDAが独自に行うが、BCDAは、TODコンセプトプランを踏まえて作成されるTOD事業計画を適宜参照しつつ、収益性とTOD事業としての公共性（例：公共施設整備、交通結節機能具備）、都市整備におけるインパクト、事業効果（環境社会配慮、気候変動、まちづくり）の各要素に配慮した事業を展開する意向がある。本活動では、PPP及び関連法規の確認を踏まえ、BCDAと共に正確な事業範囲（位置）の特定、事業内容・事業スキーム・実施体制の検討、資金計画・財務分析、官民リスク分担の検討等を実施し、TOD事業計画として整理すること。また、TOD事業計画の項目は本プロジェクト開始後にBCDAと協議し、了解を得ること。

なお、詳細計画策定調査結果によると、BCDAが保有する用地開発は基本的にはBCDAの承認のみで事業化を進めることが可能である。但し、地下鉄駅との一体性確保や地区全体の交通改善等、TOD事業としてその効果がBCDA用地外にも波及するためには、タギッグ市やDOTr等にも適宜情報共有や意見聴取を行いながら作成を進めることが望ましい。但し、TOD事業計画はその要素がBCDAの入札図書に反映される可能性に鑑み、関係機関等への情報共有を企図する際は、範囲及び方法についてBCDA及びJICAの許可を得た上で行うこと。

なお、TOD 事業計画の作成支援業務について、BCDAとの間で検討された事業内容（事業位置、複合施設概観等）を図化する作業に関しては、受注者の監督のもと、当該分野に関する経験・知見を豊富に有する現地コンサルタント、建築事務所等に再委託して実施することを認める。

(14) 活動3-2: TOD事業計画実施上の主要要素が特定される。

活動3-1で策定したTOD事業計画のうち、BCDAが本格的に事業化を検討する上での主要要素（例：事業採算に影響を与えるリスク要因[収入・費用面の項目と変動内容]、官民リスク分担、事業期間、段階的開発の可能性、法制度面の制約等、事業化に向けたポイント）を特定し、BCDAの理解を促す。また、特定された主要要素はTOD事業計画の添付資料等の形で整理し、BCDAによる事業検討上、適切に利用されるよう配慮すること。

第8条 報告書等

(1) 報告書

業務の各段階において作成・提出する報告書は以下のとおり。最終成果品は業務完了報告書とする（製本）。各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に JICA に説明の上、その内容について了承を得るものとする。報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照すること。

- 1) インセプション・レポート（通常の技術協力プロジェクトにおけるワーク・プランに相当）
 1. 記載事項：業務実施に関する基本方針・方法・作業工程・要員計画等の業務実施計画及び技術移転計画等
 2. 提出時期：プロジェクト開始時（2022年3月）
部数：和文 電子データ
英文 電子データ及び簡易製本20部
 3. 留意事項：R/D上、インセプション・レポートの完成時期をプロジェクト開始後3か月としている。インセプション・レポートは、業務実施に関する基本方針等を含み、プロジェクトの各活動に影響を与えることから、プロジェクト開始直後に提出される初版をもって、関係者との調整を図り、プロジェクト開始3か月以内に最終化されるものとする。
- 2) TOD コンセプトプラン（対象地下鉄沿線）
 - ① 記載事項：マニラ首都圏地下鉄の4駅（Kalayaan Avenue 駅、BGC 駅、Lawton 駅、Senate-DepEd 駅）及び周辺地区を対象地下鉄沿線とするTODのコンセプト図。範囲詳細は、BCDA 及び JICA と相談のこと。
 - ② 提出時期：プロジェクト開始から18か月後（2023年9月）
部数：和文 電子データ
英文 電子データ及び簡易製本20部
- 3) TOD コンセプトプラン（対象駅周辺地区）
 - ① 記載事項：BGC 駅と Senate-DepEd 駅の2駅周辺を対象駅周辺地区とするTODのコンセプト図。範囲詳細は、BCDA 及び JICA と相談のこと。
 - ② 提出時期：
・BGC 駅周辺地区 プロジェクト開始から9か月後（2022年12月）
・Senate-DepEd 駅周辺地区 プロジェクト開始から18か月後（2023年9月）
 - ③ 部数（地区毎）：和文 電子データ
英文 電子データ及び簡易製本20部
- 4) TOD 事業計画
 - ① 記載事項：PPPによる事業開発を前提とした、事業範囲（位置）、事業内容・事業スキーム・実施体制、資金計画・財務分析、官民リスク分担等。詳細はBCDA 及び JICA と相談のこと。
 - ② 提出時期：
・BGC 駅前用地 プロジェクト開始から12か月後（2023年3月）
・Senate-DepEd 駅前用地 プロジェクト開始から24か月後（2024年3月）
 - ③ 部数（用地毎）：和文 電子データ
英文 電子データ及び簡易製本20部
- 5) プロGRESS・レポート
 - ① 記載事項：中間成果
 - ② 提出時期：プロジェクト開始から18か月後（2023年9月）
 - ③ 部数：和文 電子データ

英文 電子データ及び簡易製本 20部

6) TOD ガイドライン

- ① 記載事項：TOD の計画及び実施に係る事例、関係者調整方法、規制・誘導方策等。詳細は BCDA 及び JICA と相談のこと。
- ② 提出時期：
 - ・ 暫定版 プロジェクト開始から 24 か月後（2024 年 3 月）
 - ・ 最終版 プロジェクト開始から 33 か月後（2024 年 12 月）
- ③ 部数：和文 電子データ
英文 電子データ及び簡易製本 20部

7) 業務完了報告書

- ① 記載事項：業務の全体成果
- ② 提出時期：プロジェクト開始から 33 か月後（2024 年 12 月）
- ③ 部数：和文 電子データ及び製本 5部
英文 電子データ及び製本 25部（うち先方政府へ 20部）
（和文・英文共に、各電子データを収めた CD-ROM 2 枚も用意）
- ④ 留意事項：事前にドラフト版を BCDA 及び JICA に提出し、それぞれのコメントを反映・修正し、了承を得たものとする。

(2) 業務計画書

本調査開始時に、業務実施方針等の計画書を作成し、JICA に提出する。

記載事項：共通仕様書の規定に基づく

提出時期：契約締結後 10 営業日以内

部数：和文 電子データ

(3) モニタリング・シート

- ① 記載事項：業務の進捗状況、当面の課題、今後の業務計画等
- ② 提出時期：業務開始から半年ごと（計 5 回を想定）
- ③ 部数：和文 電子データ
英文 電子データ及び簡易製本 20部
- ④ 留意事項：「モニタリング・シート “Ver.1”」は、現地業務開始前にドラフトを作成し、JICA へ共有する。現地業務開始後に BCDA との協議や現地状況の把握等を経て必要に応じて加筆・修正し、最終的に BCDA の合意を得たものを提出することとする。

(4) 議事録

BCDA 及び関係機関との会議、各報告書の説明等に係る議事録（M/M）を作成し、会議終了後速やかに JICA に提出する。また、JICA 及び受注者が主催する関連会議・検討会における議題、出席者、質疑内容等を取り纏め、10 日以内に JICA に提出すること。

(5) コンサルタント業務従事月報

受注者は、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第 7 条の規定に基づき、翌月の 10 日までに JICA に提出する。なお、先方政府と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICA に報告するものとする。

- ① 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- ② 業務フローチャート
- ③ 活動に関する写真、動画（必要に応じ）

(6) 収集資料

業務時に入手した資料及びデータは分野別に整理し、リストを付した上で JICA に提出する。

(7) プロジェクト紹介パンフレット

プロジェクト期間中にプロジェクト紹介パンフレット（A3 サイズ 2 枚程度）を作成し、JICA に提出する。パンフレットは本プロジェクト期間中に開催するセミナー／ワークショップでの使用を想定している為、第 1 回及び第 2 回開催時には電子データ及び製本版での提出（各 300 部を想定）、及びプロジェクト完了時には電子データでの提出を行う（第 2 回開催時及びプロジェクト完了時は必要に応じて内容を更新する）。

(8) デジタル画像集

プロジェクトを通じて記録した写真をデジタル画像集として収録し、提出する。内容については、プロジェクトの全体像が把握できるよう、①対象地域の現状や都市課題が把握できるもの、②BCDA 及び関係機関、その他現地住民と協働での活動の様子が把握できるものとし、簡単なキャプションをつける。なお、提出にあたっては「デジタル画像記録表」を作成し、画像集に添付する。

- 写真の著作権については JICA に帰属するものとし、広報用素材として JICA の各種媒体への活用が想定している。
- 広報用に一般公開する写真については肖像権に問題がないことが条件となるため、提出に際して、被写体となる人物全員からの撮影・掲載許可の取得状況についても明示すること。（イベントやセミナー等における全体写真のように、大人数を対象に撮影する際には、被写体となる人物に対して、撮影を開始する旨や撮影された写真の使用目的、使用方法及び公表の有無等について告げるとともに、被写体となることに差し障りがある方には被写体から外れてもらうよう促す。）
- 提出時期：プロジェクト中間及び完了時点
- 形式：JPEG ファイル
- 枚数：プロジェクト期間全体を通じ 50 枚程度

(9) その他

その他、発注者が必要と認め、報告を求めたものについて提出する。

(10) 業務報告書作成上の留意点

第 8 条に基づき作成される報告書等は、その内容を的確かつ簡潔に記載する。また、英文についても当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を行い、読み易いものとする。

第4章 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2022年3月の業務開始から2025年3月までの約36ヶ月間を複数年度業務実施契約にて実施し、2024年12月までに業務完了報告書を提出する。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 60 人月（現地：57人月、国内3人月）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者／都市開発（2号）
- ② 都市計画・土地利用計画（3号）
- ③ 不動産開発
- ④ 建築計画
- ⑤ 交通計画・交通結節施設計画
- ⑥ PPP事業計画（3号）
- ⑦ ファイナンススキーム検討・財務分析
- ⑧ 法制度
- ⑨ 能力開発・研修計画
- ⑩ 環境社会配慮
- ⑪ エリア・タウンマネジメント

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 対象駅（BGC 駅・Senate-DepEd 駅）周辺地区の概況調査
- 対象駅（BGC 駅・Senate-DepEd 駅）周辺の交通調査
- 対象駅（BGC 駅・Senate-DepEd 駅）周辺の不動産価格調査
- TOD コンセプトプラン・TOD 事業計画作成支援

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- フィリピン国 TOD 計画能力強化プロジェクト詳細計画策定調査最終報告書
- 詳細計画策定調査時の協議議事録（R/D 案を含む）

(5) 対象国の便宜供与

- BCDAのBGCオフィス内における執務室、家具、事務機器
- プロジェクトサイトへの立ち入り許可
- プロジェクト実施上必要となるデータ／情報の提供
- C/Pの配置

上記内容はRecord of Discussion（R/D）に反映される予定。

(6) その他留意事項

1) 安全管理

現地業務に先立ち「JICA安全対策概要」を確認し、渡航前に必要な事前準備を行う。外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。渡航計画をJICAに提出するとともに現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICAフィリピン事務所、在フィリピン日本大使館等において十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、複数の連絡手段の確保に留意し、現地の最新の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとり、安全対策について了解を取るよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

2) コンプライアンスの確保

本業務を実施するにあたり、不正行為の防止のためのコンプライアンスの確保に努めること。

3) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以上